

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 教育カリキュラム | 18歳に伝えたい「選挙と政治」 その3

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

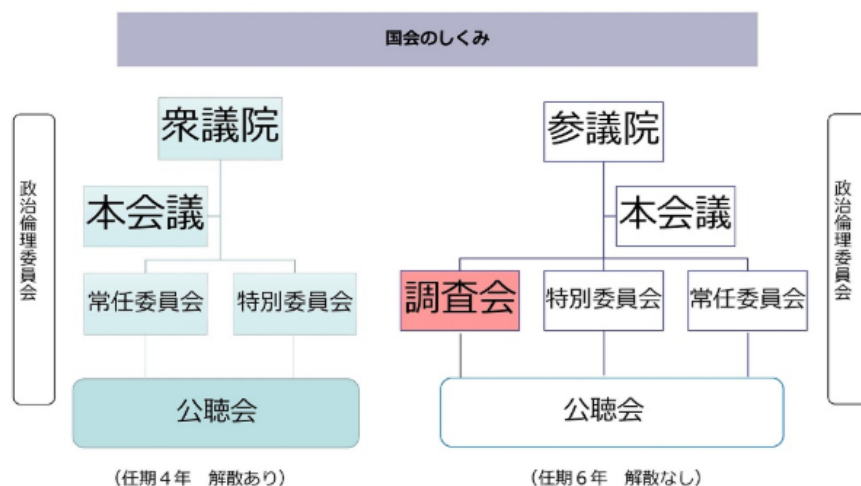
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 18歳に伝えたい「選挙と政治」 その3



主権者である私たちの代表者を「議員」と呼びます。  
 国の政治をになう、すべての国民の代表者が「国会議員」です。  
 日本国憲法は、国会議員のことを「全国民を代表する選挙で選ばれた議員」だとしています。  
 日本では、国の政治をダブルでチェックする「二院制」をとっています。  
 任期が4年で解散することもある「衆議院」と、任期が6年で解散のない「参議院」の2つです。  
 国会議員はこの2つのどちらかに、必ず所属しています。

衆議院と参議院は、仕事の中身はほとんど変わりません。  
 ただ「調査会」だけは、参議院だけにある機関です。  
 衆議院は突然解散されることがあり、長い時間をかけた調査ができないからです。

「公聴会」とは、国民の関心が高い重要な案件を国会で審議する過程で、識者や市民らを「公述人」として招き、意見を聴く場です。  
 国会内で開く中央公聴会と地方に議員が出向く地方公聴会があります。

「政治倫理審査会」は、ロッキード事件を契機として、国会議員の倫理を問う世論の高まりに対し、政治倫理綱領や行為規範に照して、議員の政治的・道義的責任の有無を審査するために設置されたものです。

第43条  
 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

傾聴

語り部スキル

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ   🔍 このサイトについて   🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.